平成 26 年 2 月 26 日
株式会社クリスチャントゥデイ

山谷真氏に対する訴訟の判決等について

当社が、救世軍少佐の山谷真氏を相手方として提起しておりました名誉毀損を理由とする損害賠償等請求事件（平成 20 年（ワ）第 10777 号）及び仮処分命令申立事件（平成 25 年（ヨ）第 4140 号）につきまして、東京地方裁判所から判決（言渡日：平成 25 年 11 月 13 日）及び仮処分命令（発令日：平成 26 年 2 月 4 日）が下されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

東京地方裁判所は、損害賠償等請求事件の判決において、山谷氏のブログ中、以下のものを含む主要な 46 箇所の表現について、いずれも当社の名誉を毀損するものであり、真実ではないと判断し、山谷氏に対し、これらの表現の削除を命じるとともに、合計 95 万円の損害賠償金の支払いを命じました。

（名誉毀損とされた山谷氏の表現（主要なもの））

×　当社が“張在亨氏が「来臨（再臨）のキリスト」である旨の教義を信奉している”
×　当社が“統一教会の派生団体ないしダミー団体の疑いがある”
×　当社が“従業員に対してマインドコントロールを行っている”
×　当社が“カルト団体である”

この判決を受けて、山谷氏は、控訴を断念することを表明し（判決は確定）、即日、名誉毀損とされた表現を削除するとともに、損害賠償金 121 万 5348 円（遅延損害金を含む）を当社に支払っております。

なお、上記判決において、結論として名誉毀損が認められなかった表現についても、その大半は、比較的些末・抽象的な表現が“名誉毀損の程度に達していない”との理由で排斥されたものであり、表現内容が真実と認められたものは殆どありません。したがいまして、当社としては、上記判決は、実質的に当社の全面勝訴に近い内容と判断しております。

山谷氏は、上記の判決後も、削除が命じられた表現と同一または類似の表現による名誉毀損をブログ上で継続していたため、当社は、さらに 26 箇所の表現について、ブログへの掲載禁止を求めて仮処分命令の申立てを行いました。これに対し、東京地方裁判所は、当社の主張を全面的に認め、山谷氏に対して同表現を掲載してはならないとの命令を下しました。当該名誉毀損表現についても、既に山谷氏のブログから全て削除されております。

以上の、山谷氏の行為の違法性を明らかにした一連の司法判断を踏まえ、当社は、山谷氏に対し、猛省を促すとともに、今後同様の行為を繰り返すことのないよう強く求める所存です。

以上